

破産（破産手続開始の決定）の場合の手続きについて

破産の場合、破産法に基づき、解散前若しくは解散後に次のとおりの事務処理をおこなうこととなりますが、詳細については、裁判所で確認してください。

なお、破産の場合は、基本的に裁判所の管轄となりますが、NPO法人の所管窓口に対して「解散届出書（第11号様式）」・「清算結了届出書（第14号様式）」の提出が必要となります。

申立て・破産手続開始の決定	1 破産手続開始の申立て	裁判所に対して、理事や債権者が申立てを行う。 なお、清算の段階で判明した場合は清算人が申立てを行う
	2 財産の保全処分	
	3 破産手続開始の決定	裁判所が決定
	4 破産管財人の選任	裁判所が決定
解散届の提出	5 NPO法人所管窓口への届出	次の届を、市窓口へ提出。 解散届出書（第11号様式） ・解散及び清算人（破産管財人）を登記したことを証する登記事項証明書を添付
破産事務作業・終結	6 破産手続開始の申立て	破産債権の届出、調査、債権確定のための裁判手続き等を破産管財人が実施 ※清算人（破産管財人）が変更した場合は、市窓口へ 清算人就任届出書（第12号様式） を提出。 ・清算人を登記したことを証する登記事項証明書を添付
	7 配当	破産管財人が債務者の総財産を換価し、債権者に公平に分配を実施
	8 破産手続終結の決定	破産管財人が債務者の総財産を換価し、債権者に公平に分配を実施
結了届の提出	9 NPO法人所管窓口への届出	この時点で、次の書類を市窓口へ提出。 清算結了届出書（第14号様式） ・清算が結了したことを証する登記事項証明書を添付

